様式第六号（第四条関係）　　（表　　面）

※※　整理番号　　第　　号

※　経由町村名	※　市区町村受付年月日　令和　・　・	※　町村提出　令和　・　・　第　　号	※　町村再提出　令和　・　・　第　　号

児童扶養手当現況届　（令和　　年分）

①証書番号	第　　号	※　既認定・新規認定	②　氏　名	（　　歳）	③　障害の有無	※第９条・第９条の２の区分		⑦支払金融機関	変更	名　称	口座番号
			個人番号		ある　・　ない	前年度	今年度		有・無		
④住　所	ＴＥＬ　（　　）		⑤職業又は勤務先名	ＴＥＬ　（　　）	⑥勤務先所在地	９条・９条の２	９条・９条の２			□公金受取口座を利用します。	

平成・令和　年分所得	氏名	⑫同一生計配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（受給者又は⑦の特定扶養親族の数））	⑬⑫の年日以外で前年の12月31日において受給者と生計を一にする児童のうち、児童扶養手当を受給していない児童の数	所得額 ⑭児童扶養手当法第４項第１号の額	⑮児童扶養手当法第３項の金額	控除 ⑯障害者控除	⑰寡婦（寡夫）控除	⑱雑損控除	⑲医療費控除	⑳小規模企業共済等掛金控除	㉑配偶者特別控除	㉒地方税法第附則第１条の６第１項の規定による税額控除に係る所得割の額の減額	㉓控除後の所得額	所得制限限度額 全部支給	所得制限限度額 一部支給
⑧受給者		人（④　人）（⑤　人）（⑥　人）	人	円	円	障害　人 特　人	寡・ひとり・勤	円	円	円	円	円		円	円	円
				※　円	円	円		円	円	円	円	円	円			
⑨孤児等の養育者		人（　人）	人	円		障害　人 特　人	寡・ひとり・勤	円	円	円	円	円		円	円	
				※　円		円		円	円	円	円	円	円			
⑩配偶者		人（　人）		円		障害　人 特　人	寡・ひとり・勤	円	円	円	円	円		円	円	
				※　円		円		円	円	円	円	円	円			
⑪扶養義務者		人（　人）		円		障害　人 特　人	寡・ひとり・勤	円	円	円	円	円		円	円	
				※　円		円		円	円	円	円	円	円			

㉔本年８月１日現在対象の児童の状況

児童氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	受給理由	入所施設名	障害の有無	身体障害者手帳等の名称、障害等級及び番号	※再診
						有・無	・　・	
						有・無	・　・	
						有・無	・　・	
						有・無	・　・	

㉕父又は母が障害の状態にあるため児童扶養手当を受給している場合

氏名		㉖父又は母が拘禁されている場合	氏名	
公的年金の受給状況	1　（ア）（イ）（ウ）受給することができない　（種類：　障害等級：　基礎年金番号・年金コード：　） 2　㉔に記載された児童について（ア）（イ）加算の対象に（加算の年額：　円）		拘禁終了予定年月日	令和　・　・
身体障害者手帳の番号及び障害等級		父若しくは母の職業又は勤務先名		

㉗父若しくは母の死亡に関し㉔に記載した児童が受けることができる公的年金又は遺族補償の受給状況

1　受けることができる　2　支給停止　3　受けることができない　種類（　　）　基礎年金番号・年金コード（　　）　年額（　　円）

㉘受給者の公的年金受給状況

1　受けることができる　2　支給停止　3　受けることができない　種類（　　）　基礎年金番号・年金コード（　　）　年額（　　円）

㉙受給者が障害基礎年金等を受けることができる場合における受給者が受けることができる公的年金（㉔に記載した児童を有する受給者に係る加算に係る部分に限る。）の受給状況

1　受けることができる　2　支給停止　種類（　　）　基礎年金番号・年金コード（　　）　年額（　　円）

上記のとおり、相違なく現況を届け出ます。

令和　年　月　日

都道府県知事（福祉事務所長）

市町村長（福祉事務所長）　殿　　氏名

※添付書類　1　世帯の全員の住民票の写し　2　別居監護申立書・証明　3　養育申立書・証明　4　生死不明証明書　5　遺棄申立書・証明　6　拘禁の証明書　7　戸籍の謄本又は抄本　8　前住地の所得証明書　9　養育費等に関する申告書　10　その他（　　）

※審査	本年又は前年の被災の有無	有（　　）・無　令和　・　・	支給停止の状況	前年度	今年度	その他の事項
	上記のとおり、相違ありません。　令和　年　月　日			支給・一部停止・全部停止	支給・一部停止・全部停止	

◎　裏面をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではっきりと書いてください。

（ 裏　面 ）

注　意

1　この届けは、毎年８月１日から８月３１日までの間に出してください。この期間中に出さないと手当の支払が差し止められることがあります。

2　⑦の欄は、「有・無」のうち該当する文字を○で囲んでください。「有」の場合は、変更を希望する金融機関の名称及び口座番号を記入してください。ただし、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和３年法律第38号）第３条第１項、第４条第１項及び第５条第２項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、⑦の欄に記載する必要はありません。

3　⑪の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

4　⑫の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族（「扶養親族等」という。）の合計数を記入してください。
なお、地方税法に定める同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（　）内に再掲してください。
（１）　受給者については、㋑に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㋺に特定扶養親族の数を、㋩16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
（２）　配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

5　⑬の欄の「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者をいう。）又は障害の状態にある２０歳未満の者をいいます。

6　⑭の欄は、前年の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。

7　⑮の欄は、請求者が母である場合には、その児童の父から、請求者が父である場合には、その児童の母から、対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取つた金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母若しくは父又は児童に支払われた額とその金額の８割に相当する額（１円未満四捨五入）を記入し、合計の欄には、それぞれの金額の８割に相当する額の合計額を記入してください。

8　⑯の欄は、あなた又は扶養親族等について該当する人の数を記入し、⑰の欄は、あなたが該当するときに、該当する文字を○で囲んでください。

9　⑰の欄は、寡婦控除若しくはひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、その額を記入してください。なお、請求者が母である場合には、寡婦控除及びひとり親控除の額、請求者が父である場合には、ひとり親控除の額は控除しません。

10　㉔の欄の「受給理由」には、次のイからヨまでに該当する事項を選び、その符号を記入してください。
イ　父母が婚姻を解消した。
ロ　父が死亡した。
ハ　父が児童扶養手当法施行令別表第２に定める程度の障害の状態にある。
ニ　父が生死不明である。
ホ　父が引き続き１年以上遺棄している。
ヘ　父が法律上の離婚の申立てにより引き続き１年以上拘禁されている。
ト　父が母を死亡した。
チ　母が児童扶養手当法施行令別表第２に定める程度の障害の状態にある。
リ　母が生死不明である。
ヌ　母が引き続き１年以上遺棄している。
ル　母が父の申立てにより保護命令を受けた。
ヲ　母が法律上の離婚の申立てにより引き続き１年以上拘禁されている。
ワ　母が婚姻によらないで懐胎した。
カ　母がその他
ヨ

11　㉔の欄の「身体障害者手帳等の名称、障害等級及び番号」には、その児童が障害の状態にあることにより身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている場合には、その名称、その手帳に記載されている障害等級及び番号を記入してください。

12　㉕の欄は、㉔の欄の「受給理由」にハ又はリと記入した方だけが記入してください。公的年金の種類には、下の「公的年金の種類」から該当する事項を選び、その符号を記入してください。

13　㉕、㉗から㉙までの欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けとることができる状態にあるときをいいます。

14　㉗、㉘及び㉙の欄は、対象児童又はあなたが公的年金、遺族補償若しくは障害基礎年金等を受けることができるか又はその支給が停止されているときは、下の「公的年金の種類」、「遺族補償の種類」若しくは「障害基礎年金等の種類」から該当する事項を全て選び、その全て符号を記入してください。また、その支給が停止されているときは、その期間も記入してください。なお、「公的年金の種類」と「障害基礎年金等の種類」の両方に該当する給付がある場合にあつては、「障害基礎年金等の種類」からその符号を記入してください。

◎　この届けについて分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

◎　虚偽の内容を記載した場合には、手当額の全部又は一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。

公的年金の種類	イ　老齢福祉年金 ロ　ハ以外の国民年金 ニ　厚生年金保険の年金 ホ　船員保険の年金 ヘ　恩給 ト　国家公務員共済組合の年金 チ　条例による地方公務員の年金 リ　地方公務員共済組合、地方議会議員共済会、地方団体関係団体職員共済組合又は旧市町村職員共済組合の年金 ヌ　日本私立学校振興・共済事業団の年金 ル　農林漁業団体職員共済組合の年金 ヲ　国会議員互助年金 ワ　日本製鉄八幡共済組合の年金 カ　執行令による恩給 ヨ　旧令による共済組合等からの年金受給者のために国家公務員共済組合連合会が支給する年金 タ　戦傷病者、戦没者遺族の年金又は給与金 レ　未帰還者の留守家族手当又は特別手当 ソ　労働者災害補償保険の年金 ツ　国家公務員の災害補償制度の年金 ネ　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の年金 ナ　地方公務員災害補償制度の年金	障害基礎年金等の種類	ヤ　障害基礎年金 マ　旧国民年金法による障害年金 ケ　旧厚生年金保険法による障害年金 フ　旧船員保険法による障害年金 コ　恩給法による増加恩給、傷病年金及び特例傷病恩給 エ　戦傷病者の妻に対する特別給付金 テ　戦傷病者の遺族に対する特別給付金 ア　未帰還者留守家族手当 サ　原子爆弾被爆者に対する援護法による障害年金 キ　障害児福祉手当 ユ　特別障害者手当 メ　旧国家公務員等共済組合法による障害年金 ミ　旧地方公務員等共済組合法による障害年金 シ　旧私立学校教職員共済組合法による障害年金 エ　旧国会議員互助年金法による障害年金 ヒ　執行官の増加恩給 ※　なお、ケ、メ、ミ及びシは障害の程度が一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。
遺族補償の種類	ナ　労働基準法による遺族補償 ラ　国会職員法による遺族補償 ム　船員法による遺族手当 ウ　船員保険法による遺族給付 キ　戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金 ノ　原子爆弾被爆者に対する援護法による遺族年金 オ　警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による遺族給付 ク　海上保安官の職務に協力援助した者等の災害給付に関する法律による遺族給付 ヤ　証人等の被害についての給付に関する法律による遺族給付		

添付書類（なお、省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。）

1　本年の１月２日以降現住所に転入された方は、⑫から㉓までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書を添えて出してください。

2　あなたと対象児童の属する世帯の全員の住民票の写しを添えて出してください。

3　あなたが対象児童と同居していない母のときは、当該児童を監護していることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。

4　あなたが対象児童と同居していない父のときは、当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。

5　あなたが養育者のときは、あなたが対象児童を養育していることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。

6　あなたが児童扶養手当法第９条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き１年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいう。）の養育者であるときは、次の書類を添えて出してください。
イ　父又は母が死亡しているときは、当該父又は母の戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本（ただし既にその書類を出しているときは必要ありません。）
ロ　父又は母の生死が明らかでないときは、その事実を明らかにすることができる書類
ハ　父又は母が法令により引き続き１年以上拘禁されているときは、その事実を明らかにすることができる書類
ニ　父又は母が明らかでないときは、当該児童の戸籍の謄本又は抄本

7　㉔の欄の「受給理由」にニ、ホ、ト、ヌ、ル又はワと記入した方は、その事実を明らかにすることができる書類を添えて出してください。

8　㉔の欄の「受給理由」にヨと記入した方は、対象児童の戸籍の謄本又は抄本を添えて出してください。

9　このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは市役所、区役所又は町村役場の人に聞いてください。